

両替機カードご利用規定

1. (両替機カードの発行)

当行が発行する両替機カードは、当行がご利用者に貸与するものです。

2. (両替機カードの利用)

(1) 両替機カードは、当行のカード対応両替機（以下「両替機」という）を使用して包装硬貨（棒金硬貨）に両替する場合に使用します。（両替機による包装硬貨以外の両替には両替機カードは不要です。）

(2) ご利用手数料は、当行所定の手数料と致します。くわしくは窓口までご照会願います。

(3) ご利用時間は銀行営業日の午前9時～午後3時迄です。1日あたり3回までご使用いただけます。

(4) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口に両替機カードをご呈示ください。無料で両替を承ります。

(5) 紛失等の理由により両替機カードを再発行した場合、旧カードは使用できなくなります。

3. (両替機の操作)

両替機のカード挿入口に両替機カードを挿入し操作してください。

4. (両替機カードの喪失、破損)

(1) 両替機カードを喪失または破損したときは、直ちにその旨をカード発行店にお届けください。

(2) 両替機カードの再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

5. (両替機カードの譲渡、転貸の禁止)

両替機カードは他人に譲渡または転貸することはできません。

6. (利用期間)

(1) 両替機カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

(2) その後は、毎年4月に利用手数料をお支払いいただいたとき、翌年3月末日まで引き続き両替機カードをご使用できます。

7. (利用手数料)

(1) 手数料は1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、指定口座より引き落とします。なお、当初のご利用期間の手数料は、契約時に交付日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月末日までの分を月割計算によりお支払いいただきます。

(2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

8. (解約)

(1) ご利用者、または当行の都合により、いつでも解約することができます。契約期間中に解約手続きをとった場合は、手続き日の属する月の翌月から期間満了日までの手

料金を月割計算により払戻します。

(注) 当行の都合により解約する場合

- ①毎年4月末日までにご利用者の手数料の入金がない場合
- ②ご利用者が両替機カードを不正に利用した場合
- ③ご利用者が手形交換所の取引停止処分済となった場合、または、法的整理の申立をした場合
- ④その他、相当の事由がある場合

(2) 解約の際は、両替機カードをご返却いただきます。

9. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)